

## 議案第120号

### 大阪市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を 改正する条例案

大阪市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成25年大阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「118の3-A・B」を「118の4-A・B」に、「118の4-A・B」を「118の5-A・B」に改める。

第4条第2項中「118の4-A・B」を「118の5-A・B」に改め、同条第8項中「118の3-A・B」を「118の4-A・B」に、「118の4-A・B」を「118の5-A・B」に改める。

別表第1登坂車線（117の2-A）の項中「117の2-A」を「117の3-A」に改め、同表登坂車線（117の2-B）の項中「117の2-B」を「117の3-B」に改め、同表総重量限度緩和指定道路（118の3-A）の項中「118の3-A」を「118の4-A」に改め、同表総重量限度緩和指定道路（118の3-B）の項中「118の3-B」を「118の4-B」に改め、同表高さ限度緩和指定道路（118の4-A）の項中「118の4-A」を「118の5-A」に改め、同表高さ限度緩和指定道路（118の4-B）の項中「118の4-B」を「118の5-B」に改め、同表高さ限度緩和指定道路（118の4-C）の項中「118の4-C」を「118の5-C」に改め、同表高さ限度緩和指定道路（118の4-D）の項中「118の4-D」を「118の5-D」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年 5 月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例 (抄)

(案内標識の寸法)

第3条 省 略

2-5 省 略

6 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「都道府県道番号 (118の2-A)」、「総重量限度緩和指定道路 (118の3-A・B)」、「高さ限度緩和指定道路 (118の4-A・B)」及  
118の4-A・B 118の5-A・B

び「まわり道 (120-A)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、別表第1に図示される寸法(前項に規定するところにより同表に図示される横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

7-8 省 略

第4条 省 略

2 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点 (114-B)」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路 (118の4-A・B)」、「道路の通称名」及び「まわ  
118の5-A・B

り道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあっては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

省	略
---	---

3-7 省 略

8 案内標識の縁の太さは、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「都道府県道番号 (118の2-B・C)」及び「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道 (120-B)」を表示するものについては9ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「都道府県道番号 (118の2-A)」、「総重量限度緩和指定道路 (118の3-A・B)」及び「高さ限度緩和指定道路 (118の4-A・B)」  
118の4-A・B 118の5-A・B

を表示するものについては16ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

別表第1（第3条、第4条関係）

種 類	寸法（単位 センチメートル）
省 略	省 略
登坂車線 $\frac{(117の2-A)}{117の3-A}$	省 略
登坂車線 $\frac{(117の2-B)}{117の3-B}$	省 略
省 略	省 略
総重量限度緩和指定道路 $\frac{(118の3-A)}{4-A}$ $\frac{118の4}{118の5}$	省 略
総重量限度緩和指定道路 $\frac{(118の3-B)}{4-B}$ $\frac{118の4}{118の5}$	省 略
高さ限度緩和指定道路 $\frac{(118の4-A)}{-A}$ $\frac{118の4}{118の5}$	省 略
高さ限度緩和指定道路 $\frac{(118の4-B)}{-B}$ $\frac{118の4}{118の5}$	省 略
高さ限度緩和指定道路 $\frac{(118の4-C)}{-C}$ $\frac{118の4}{118の5}$	省 略
高さ限度緩和指定道路 $\frac{(118の4-D)}{-D}$ $\frac{118の4}{118の5}$	省 略
省 略	省 略